

免許センターでは、昨年に変更されたA T普通免許等の技能試験方法に続き、一般試験（いわゆる一発試験）の技能試験車両を新たに導入するため

# 令和8年4月1日から 準中型・中型・中型二種免許の AT車両による技能試験を始めます!!

## ○ 技能試験を受けてA T限定免許を取得したい



運転免許センターでは、準中型・中型免許（トラック型）・中型二種免許（マイクロバス型）で使用する試験車両がA T車両になります。

これからは、A T限定普通免許取得後の中型二種免許取得までは、A T限定免許を選択できるようになります。

今後導入予定の大型免許（トラック型）・大型二種免許（バス型）のA T車両が整備されれば、普通免許から大型二種免許までのすべての免許をA T限定免許で取得することができるようになります。

## ○ 取得する免許をM T免許にしたい

- ・ 初めて普通免許を取得するときは、A T自動車による技能試験とM T自動車を使用した技能審査の両方に合格する必要があります。
- ・ すでにA T限定普通免許を保有している場合は、A T限定解除の技能審査を受けて合格する必要があります。
- ・ 普通一種免許をM T免許で保有しているときは、受けようとする仮免許やその他の一種免許でA T試験車を使用した技能試験のみに合格すれば、取得した免許がM T免許で交付されます。



## ○ 初めて取得する第二種免許で、普通第二種免許をM T免許で取得したい

技能試験で、A T自動車を使用した技能試験とM T普通車を使用した技能審査の両方に合格する。また、A T免許の試験に合格してA T限定普通二種免許の交付を受けた後に、その第二種免許に付与されているA T限定解除技能審査に合格してM T免許を取得すれば、その後取得する第二種免許や一種免許、更には仮免許のすべてがM T免許になります。

（注：仮免許や一種免許でM T免許を保有していても、その上位免許である第二種免許のM T試験に合格しなければ、上位免許である第二種免許はM T免許になりません。）



詳しくは富山県運転免許センター免許試験係にお問い合わせください。